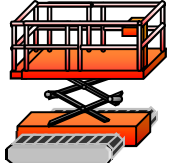


**写真貼付**

完全に貼付して下さい  
(8cm以上×2.4cm以上)  
背景が無地の証明写真  
を貼り付けてください。  
家庭用プリンタで出力  
した写真は不可  
※カード作成時、スキヤンで  
きれいに読み込めない場合があります



**高所作業車運転技能講習申込書**



※申込後の返金はありませんので、ご注意ください。  
※受講可能期間は振込み後1年間まで有効。振込み後の受講者の変更は出来ません。

テクノ教習センター長殿		申込日	年	月	日
フリガナ	生年月日				
氏名	印	昭和 平成	年	月	日生
フリガナ					
住所	〒				
自宅電話番号	( )	—	携帯電話番号	—	—

建設助成金を利用 **する・しない**

※受講日の2週間前までにテクノに建設助成金申請書を提出していただき、受講後にテクノに受講修了のご連絡をお願いいたします。会社に書類を郵送いたします。

テクノ教習センター発行の修了証が **ある・ない**

勤務先 又は 学校		電話	( )	—
所在地	〒			

※ 下記の該当するコースの印欄及び条件の数字に○印を付けて下さい。

○欄	コース	条 件	
	Bコース 【2日】	1 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した方 2 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許、大型自動車・中型自動車・準中型自動車・普通自動車運転免許を有する方 3 フォークリフトの運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した方	
	Cコース 【2日】	移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方	
講習受講日	1日目	/	テクノ 営業 担当
	2日目	/	
		※テクノ記入欄	
		振込・現金	/
		料金の納入	
		会社・個人	No,
		¥	印

無料送迎バス 利用の有無 (どちらかに○印)	不要(マイカー)・必要 →	送迎コース	送迎場所	送迎利用の方は、前日の17時までに送迎の電話予約をお願いします。
<p>＜＜注意！＞＞ 送迎が必要な場合、送迎コース・送迎場所が無記入の場合は送迎ができません。必ず記載してください。不明の場合はテクノまで電話をください。帰りの送迎は最大3時間待つ場合があります。ご了承の上、ご記入をお願いいたします。</p>				

「免許証・住民票・技能講習修了証 貼り付け用紙」に必要書類を貼り、必ず添付して申込してください。  
 受講日の1週間前までに入金・必要書類がそろっていない場合は受講できません。  
 申し込み後、他の講習・コースに変更、受講者の変更、受講料の返金はできません。  
 講習料金は、予告なく改定することがあります。ご了承ください。  
 虚偽の申請、受講日に免除・証明書類が失効していた場合は、当社が発行した書類は無効です。又、当社への損害賠償及び法律により罰せられます。  
 天候・天災により日程が変更、途中で中止する場合がありますので、ご了承ください。  
 受講日より6ヶ月を過ぎると最初から受講しなければなりませんので注意してください。  
 ※ 持参するもの ※ 複数名で申し込みの場合は、この用紙をコピーして使用して下さい。  
 印鑑・筆記用具・タオル・雨具・ヘルメット(貸出有)  
 長袖の上着・長ズボン・運動靴又は作業靴(サンダル等不可)  
 免除となるための免許証または証明書 ・ 本人確認ができるもの(免許証、住民票等) 2019年01月01日改定

住民票(コピー)貼り付け のりしろ  
※A4用紙の上部、角を合わせて貼り付けてください。  
この斜線の枠ではなく用紙そのものの角に合わせて貼り付けてください。

## 免許証・住民票・技能講習修了証 貼り付け用紙 ※コピーした物

**住所の確認が必要です。テクノの技能講習・特別教育・安全教育・特例講習 いずれかの修了証 又は 自動車免許証を貼り付けてください。**

※免許証がない場合は住民票を貼り付けてください。

表	裏
① テクノ自動車学校で取得した(他社は無効)技能講習・特別教育・安全教育・特例講習いずれかの修了証のコピーを貼り付けてください。	
② 自動車運転免許証、又は住民票(本籍の記載・マイナンバーは不要です)のコピーを貼り付けてください。	

## 免除に必要な書類貼り付け枠

現在 取得されている技能講習修了証・自動車運転免許証等のコピーを貼り付けてください。

免除項目に該当しない場合は貼り付ける必要はありません。

**行政処分中(運転免許停止処分、取消処分)は受講できないコースがあります。**

表	裏

表	裏

<<重要>>

住所確認書類及び免除用書類貼り付けその他必要書類に虚偽の申請、受講日に免除・証明書類が失効していた場合は、当社が発行した書類は無効です。又、当社への損害賠償及び法律により罰せられます。